

(平成26年7月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の社団法人A協会における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録及びB社（現在は、C社）における同資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

昭和46年10月1日に、社団法人A協会から同法人の電子計算機部が独立して設立されたB社に移籍し、システムオペレーターとして継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

社団法人A協会及びB社において、雇用形態及び従事業務に変更は無かったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が設立された当時の同社の事業主の回答及び申立人と一緒に社団法人A協会からB社に移籍したとする同僚の供述から、申立人は、申立期間において、社団法人A協会及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主は、「社団法人A協会の電子計算機部を独立させてB社を設立した。私や申立人を含めて、社団法人A協会に勤務していた者は、昭和46年10月1日付けでB社に移籍している。申立期間の厚生年金保険料も継続して控除されていたと思う。」と回答している上、上述の同僚は、「私と申立人は、社団法人A協会に同期入社している。同法人の電算部門の者は、昭和46年9月30日に退職し、同年10月1日設立のB社に移籍している。退職の形を

とって、移籍したことになっているが、従業員からすると業務内容も変わらなかった。」と供述しており、同人が保管している申立期間に係る給与明細書によると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和46年9月30日まで社団法人A協会に、同年10月1日からB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和46年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、同年10月1日に設立されていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、同社において、同日付けで同保険の被保険者資格を取得している者が、申立人を含めて5人以上確認できることから、同社は、同日において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社団法人A協会における昭和46年8月及びB社における同年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、社団法人A協会は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は死亡していることから確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、不明と回答しているが、上述のとおり、同年10月1日において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月1日から6年3月31日まで
② 平成6年8月1日から同年11月30日まで

申立期間①はA大学（現在は、B大学）からC病院に、申立期間②はA大学からD病院にそれぞれ異動し、両病院の医師として勤務したが、年金記録によると、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、当時、A大学から各病院に長期出張する形式で勤務していたが、実際には、A大学を退職し、各病院に新たに就職する取扱いであったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C病院から提出された申立人に係る履歴書により、申立人は、同病院に医師として勤務していたことが認められる。

しかしながら、C病院は、「申立期間①に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同病院から提出された申立人に係る平成5年12月分から6年3月分までの受領証書によると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、C病院における前任及び後任の医師3人の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、当該3人は、いずれも同病院における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該3人のうち個人が特定できた2人から回答が得られたものの、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られな

かった。

- 2 申立期間②について、B大学から提出された申立人に係る人事記録及び同大学が保管するD病院発行の申立人に係る在職証明書により、申立人は、同病院に医師として勤務していたことが認められる。

しかしながら、D病院は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していないが、当院は、フルタイム勤務の長期雇用者以外の者については、その都度、本人と相談して社会保険に加入するか否かを決めていた。そのため、大学の医局人事の都合等により、あらかじめ勤務期間が短期間に定められている医師（研修医等）の場合は、社会保険に加入させていないことがあった。」と回答している。

また、申立人は、D病院における前任及び後任の医師3人の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、当該3人のうち1人は、同病院に勤務していたとする期間の一部について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、他の二人については、同保険の被保険者記録が確認できない。

これらのことから判断すると、当時、D病院では、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が前任及び後任の医師として名前を挙げた上述の3人のうち、個人が特定できた2人から回答が得られたものの、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、「申立期間②中に、腹痛のためD病院で診療を受けたことがあり、その際に健康保険証を使用したはずである。」と主張しているものの、D病院は、「申立人は、平成6年10月23日に内科を受診していることが確認できるが、受診時の健康保険証が登録されておらず、保険者に対する医療費の請求も行っていない。」と回答している。

- 3 申立期間①及び②について、オンライン記録によると、C病院及びD病院は、いずれもE厚生年金基金に加入する適用事業所であったことが確認できるところ、同基金から提供された加入員適用記録照会（回答）及び企業年金連合会から提供された中脱記録照会（回答）によると、申立人が同基金の加入員であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。